

旭川市保育所利用調整基準の見直しについて

(1) 利用調整について

保育の必要性の認定を受けた保護者が保育所等の利用を希望する際には、市町村が児童福祉法第24条第3項及び附則第73条第1項に示された保育所等の利用についての調整を行います。

利用調整の手順は、旭川市子どものための教育・保育給付の支給認定等に関する要綱（以下、「要綱」という。）で定めた、旭川市保育所利用調整基準（以下、「調整基準」という。）に基づき、保護者の就労状況や世帯状況に合わせた点数付けを行い、点数（優先順位）の高い児童から利用をあっせんするというものです。

(2) 調整基準の見直しを行う理由について

要綱については、平成27年4月より子ども・子育て支援新制度の開始に合わせて施行しているが、施行より約10年が経過し、保護者の就労状況や世帯状況にも変化があること、同点時の選考基準について、現在は内部の取り決めで行っているが、外部に同点時の基準を公表することにより、より公平性を持った調整基準を示すことから調整基準の見直しを行います。

(3) 適用時期

令和8年度の入所選考（令和7年11月4日受付開始）より適用いたします。

(4) 調整基準の見直し内容

別紙、調整基準より主な変更点を抜粋

旧基準	新基準
<p>【基礎分】</p> <p>1 就労 自営業者（生計協力者） ・自営業の専従者 被雇用者の基準－20点</p>	<p>【基礎分】</p> <p>1 就労 被雇用者・自営業者 ・専従者という枠組みを廃止（被雇用者と同等の基準）</p>
<p>【調整分】</p> <p>8 兄弟姉妹に施設等利用児（2号認定・3号認定）がいる場合</p>	<p>【調整分】</p> <p>9 兄弟姉妹が認可保育所等（兄弟姉妹と同一の認定こども園を希望している場合は1号利用を含む）にすでに入所している場合 ・下線を追加</p>
同点時の選考基準の公開なし	<p>同点時の選考基準を公開する</p> <p>1 新規で入所を希望している（転所申込ではない） 2 該当施設に兄弟姉妹がすでに入所している 3 ひとり親家庭 4 多子世帯 5 世帯状況等から総合的に判断する</p>

※軽微な標記の変更については省略

<参考>

○関係法令

・児童福祉法 第24条第3項

③市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

・児童福祉法 附則第73条第1項

第二十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園」とあるのは、「市町村は、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○他市状況

道内5都市（札幌、函館、釧路、帯広、苫小牧）との比較

- | | | |
|---------------|--------------|-----------------|
| ・専従者の減点 | 減点している (1/5) | ・ 減点していない (4/5) |
| ・1号認定のきょうだい加点 | 加点あり (5/5) | ・ 加点なし (0/5) |
| ・同点時の選考基準の公開 | している (4/5) | ・ していない (1/5) |